

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	木崎地区 (高尾、宿赤、赤堀、仲町、上田島本村、寒沢、上町、下仲、橋上、橋本、神明、原、本郷、新屋敷、下江田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田地帯は、他地区に比べ未整備ほ場も多く、大型機械体系に対応できる整備が必要である。特に地区内の新田赤堀地域は地下水位が高く、排水不良地域のため強湿田となり遊休農地の増加が問題となっていることから基盤整備事業を実施し、農地中間管理事業と連携した農用地の集積が求められる。

また規模拡大が可能な農業者が地区内に少なく、将来担い手が見つからない農地が多く発生する事が危惧されている。

農業法人の新規参入や、既存農家の規模拡大については排水等の農業基盤整備が不可欠となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存農家の規模拡大と農業法人の参入を見据えて農業基盤整備を検討する。またその際には地区内の農地が有効に活用されるように農業者・地権者の合意形成を十分に実施する。

当地区における農地は既存農家や農業法人だけではなく、多様な担い手による活用を目標とする。これまで自家消費を目的として貸農園等の小規模な農地利用をされていたが、より生産性が向上できる農地の利用を促進する。専業の農家と家庭菜園の中間に位置する農業者を育成し、自家消費に止まらず小売店に少量でも出荷が出来るように農機具の貸し出しや専業農家からの助言指導を行い、これまで農業に触れた事のない若年世代やリタイヤ世代が積極的に農業に参入出来るように支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	348 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	348 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

